

2020年度 事業報告書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

第1 総務関係

1 会員数及び異動状況（特別会員を除く。）

前年度末の会員数は、通常会員 378 名、地区会員 58 名、賛助会員 10 名の合計 446 名であったが、本年度は入会した通常会員が 2 名、退会した通常会員が 13 名であった。2021年3月31日現在の会員数は、通常会員 367 名、地区会員 58 名、賛助会員 10 名、合計 435 名となった。

四半期ごとの会員の増減状況は、次表のとおり。

本部/支部	前年度末			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			異動状況	
	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	入会	退会
本部			4			4			4			4			4		
北海道	43	4		43	4		43	4		43	4		42	4			1
東北	46	8		46	8		45	8		45	8		45	8			1
関東	36	2	2	35	2	2	36	2	2	36	2	2	36	2	2	2	2
信越	7			7			7			7			7				
北陸	11	2		11	2		11	2		11	2		11	2			
東海	35	4	1	35	4	1	34	4	1	34	4	1	34	4	1		1
近畿	39	10		38	10		38	10		38	10		37	10			2
中国	40	8		40	8		39	8		39	8		39	8			1
四国	29	7	3	29	7	3	29	7	3	28	7	3	27	7	3		2
九州	84	11		82	11		82	11		82	11		80	11			4
沖縄	8	2		9	2		9	2		9	2		9	2		1	
計	378	58	10	375	58	10	373	58	10	372	58	10	367	58	10	3	14
合計	446			443			441			440			435			-11	

注：各四半期末日の退会者は、会員数から除外した。

2 税務関係確定申告等

納税関係の申告について、次のとおり所轄税務署、都道府県等に関係書類を提出し、本部において支払い事務を行った。

(1) 法人税関係

2020年6月17日、当協会に係る「令和元年度分の法人税の確定申告書」及び「令和元年度分の課税事業年度分の地方法人税の確定申告書」を所轄の税務署に提出した。

(2) 償却資産税関係

2021年1月13日、当協会に係る「令和3年度償却資産申告書」をそれぞれの所轄自治体に提出した。

(3) 法人都道府県民税・均等割関係

2020年6月17日、当協会に係る「令和元年度分の都道府県民税・事業税の確定申告書」をそれぞれの所轄都道府県税務所に提出し、本部が各都道府県税務所に支払を完了した。

(4) 法人市町村民税・均等割合関係

2020年6月17日、各支部に係る「令和元年度分の市町村民税の確定申告」を各所轄の各市町村長に提出し、本部が各市町村長に支払を完了した。

(5) 消費税関係

2020年5月27日、当協会に係る「令和元年度分の消費税及び地方消費税の確定申告書」を所轄の税務署に提出し、納付を完了した。

3 業務及び会計監査並びに公益目的支出計画実施に関する監査

2020年5月13日、納村監事及び高山監事により、2019年度事業、会計帳簿及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録）について監査を受けた。

4 第58回定時総会の概要

(1) 開催期日及び場所：2020年6月18日、書面による議決権行使により開催

(2) 議決権数等：総通常会員数 377名、総議決権数 435

議決権行使会員数：319名、行使議決権数 371

(3) 議事

第1号議案 2019年度事業報告書、及び決算報告書の件
賛成の議決権数 371、反対の議決権数 0、保留 0 で原案どおり承認された。

第2号議案 2020年度事業計画書及び予算書の件（報告）
賛成の議決権数 370、反対の議決権数 1、保留 0 で原案どおり承認された。

第3号議案 役員を選任の件
賛成の議決権数 370、反対の議決権数 1、保留 0 で原案どおり承認された。

(4) 表彰

- ① 船舶無線工事に永年従事し、成績優良な方（6名）
北海道支部（2名）、東北支部（2名）、北陸支部（1名）、近畿支部（1名）
- ② 船舶無線工事の付帯業務に永年従事し、成績優良な方（1名）
関東支部（1名）
- ③ 支部の運営委員又は監査委員として5期以上勤め功績のあった方（1名）
東北支部（1名）
- ④ 事務局長として通算8年以上勤務し、成績優良の者（1名）
四国支部（1名）

5 各支部全体会議の開催日及び場所

(1) 北海道支部	2020年5月25日	書面審議
(2) 東北支部	2020年5月27日	書面審議
(3) 関東支部	2020年5月14日	書面審議
(4) 信越支部	2020年5月28日	書面審議
(5) 北陸支部	2020年5月12日	書面審議
(6) 東海支部	2020年5月28日	書面審議
(7) 近畿支部	2020年5月27日	書面審議
(8) 中国支部	2020年5月29日	書面審議
(9) 四国支部	2020年5月27日	書面審議
(10) 九州支部	2020年5月11日	書面審議
(11) 沖縄支部	2020年5月22日	書面審議

6 理事会、四役会議及び全国事務局長会議の開催

(1) 理事会

- ① 第175回理事会（通常）（2020年10月22日 電波会館 2F ICT研修センター）
次の議題について審議を行った。

第1号議案 第174回理事会後の経過報告について

第2号議案 2020年度重点実施事項の報告について
以下の重点実施事項の進捗状況を確認・承認した。

(7) 人材育成の支援

- ・無線局登録点検員研修会は、4月に北海道支部で1回のみ開催となり、その他支部ではコロナ禍の影響で開催できていない。
- ・第四級海上無線通信士資格取得支援は今年度中止した。

(i) 電子申請の推進

- ・上半期電子申請率は全体で59%となっており、着実に進展している。

(e) 「船舶局等の申請の手引」改訂版の早期刊行

- ・年内に編集委員会を開催して進めていく。

第3号議案 2020年度中間決算報告について

各支部からの月次報告を基に集計した中間決算報告書を承認した。

第4号議案 職員の高齢化に対する給与ラインの改訂及び再雇用年限の変更について

以下の事項について審議し、承認した。

(7) 70歳以上の給与ラインは減額せず一定とし、次長以上が70歳に達した場合は勤務日数を週1日減じ、73歳まで勤務を可能とする。

(i) 課長は、65歳定年後70歳まで再雇用にて勤務可能とする。

第5号議案 就業規則の追加・変更について

以下の事項について審議し、承認した。

(7) 時差出勤、スライド勤務、在宅勤務（テレワーク）に関する項目を追加する。

(i) 会長が非常時に対応・処置を発令できることとする。

第6号議案 会費徴収及び入会金納入規程改正について

会費の額を「四半期30,000円とする」こと及び前納者に対する返金の処理を明文化することについて審議し、承認した。

第7号議案 無線局登録点検員の研修制度に関する規程の改正及び2020年度の研修会について

研修会実行委員会で検討した改正案及び2020年度の研修会は新型コロナ感染防止のため開催しないことを審議し、承認した。

第8号議案 電波法違反への対応について

総通局より嚴重注意を受けた会員に対する協会の処置が報告され、承認した。

② 第176回理事会（通常）（2021年3月24日 電波会館2F ICT研修センター）

次の議題について審議を行った。

第1号議案 第175回理事会後の経過報告について

第2号議案 新規入会申込について

九州支部から上申のあった池岡電機を通常会員として入会することを承認した。

第3号議案 2020年度決算と2021年度予算について

以下の事項について審議し、承認した。

(7) 2020年度決算見込の報告

- ・経常収益見込： 171,107,113 円
- ・経常費用見込： 152,494,248 円
- ・当期経常増減額見込： 18,612,865 円
- ・投資活動収入見込： 13,171,900 円
- ・投資活動支出見込： 8,794,589 円
- ・投資活動収支差額： 4,377,311 円

(イ) 2021 年度予算（案）

- ・ 経常収益： 168,603,000 円
- ・ 経常費用： 165,434,000 円
- ・ 当期経常増減額： 3,169,000 円
- ・ 投資活動収入： 7,337,000 円
- ・ 投資活動支出： 3,656,000 円
- ・ 投資活動収支差額： 3,681,000 円

第 4 号議案 特定資産の繰り入れ及び取り崩し等について

以下の事項について審議し、承認した。

- (ア) 2020 年度決算見込で赤字を生ずる支部については、支部特定資産を取り崩して補填すること。
- (イ) 2020 年度黒字分を本部が管理する「支部基金」に繰り入れること。
- (ウ) 2021 年度予算で赤字を生じる本部及び支部は、それぞれ本部及び支部特定資産から取り崩しを行うこと。
- (エ) 登録点検員研修会の収益および費用を現状の本部と支部での折半から本部のみの収益と費用に計上すること。

第 5 号議案 2020 年度及び 2021 年度重点実施施策について

以下の事項について審議し、承認した。

(ア) 2020 年度重点実施施策（報告）

- ・ 人材の育成支援
- ・ 電子申請の推進
- ・ 協会財政の健全化に向けた検討

(イ) 2021 年度重点実施施策（案）

- ・ 人材の育成支援（継続）
- ・ 電子申請の推進（継続）
- ・ 財務の立て直し

第 6 号議案 就業規則と給与規程の改定について

以下の事項について審議し、承認した。

(ア) 較正員手当の取り扱い

較正員に任命されている職員に支給される較正員手当てを月額 20,000 円から 5,000 円に変更し、普通・嘱託職員については差額の 15,000 円を本給に組み入れること。

- (イ) 再雇用（再任用）年限の延長について
就業規則と給与規則を改定すること。

第 7 号議案 2021 年度会長表彰の推薦について

会長表彰者候補について審議し、3 名に表彰状等を贈ることを決定した。

(2) 定款第 40 条に基づく決議の省略（書面理事会）

次の案件について書面理事会を開催し、何れも理事全員の同意を得て、また、監事から異議の申し出がなかったため、定款第 40 条の規定に基づき理事会決議を省略して承認した。

① 定時総会議案書の承認について（2020 年 5 月 20 日）

2020 年 6 月 18 日に開催する第 58 回定時総会議案書（案）を承認した。

② 代表理事選定の承認について（2020 年 6 月 18 日）

菊川亘氏を代表理事に選定することを承認した。

③ 通常会員の入会について（2020年9月11日）

関東支部から上申のあったマリネイトを通常会員として入会することを承認した。

④ 通常会員地位の承継について（2021年1月12日）

近畿支部から上申のあったハタレーダーからツバキマリン電装への通常会員の地位の承継を承認した。

(3) 四役会議

① 第1回四役会議（2020年10月22日）

第175回理事会の議題及び運営方針について検討するため、四役会議（会長、副会長が出席）を開催した。

② 第2回四役会議（2021年3月24日）

第176回理事会の議題及び運営方針について検討するため、四役会議（会長、副会長、及び監事が出席）を開催した。

(4) 全国事務局長会議（2021年2月24日 Zoom方式のWEB会議システムにより実施）

次の議題について説明と意見交換を行った。

議題1 2020年度決算見込について

議題2 2021年度支部予算書(案)について

議題3 測定器の較正事業について

議題4 支部における作業負荷実績について

議題5 経費使用のガイドライン(案)について

議題6 再雇用年限の延長について

議題7 「船舶局申請の手引き」の予約販売について

議題8 その他

(1) 較正申請書の受理から較正完了通知の発行まで

(2) その他（意見交換）

7 専門委員会等の開催

次の専門委員会等を開催した。

(1) 水洋会部会

① 運営・業務委員会（委員長：東京計器株式会社 塩田氏）

第39回運営・業務委員会（2020年5月20日）（メール審議）

第40回運営・業務委員会（2020年7月14日）

第41回運営・業務委員会（2020年9月17日）

第42回運営・業務委員会（2020年11月17日）

第43回運営・業務委員会（2021年1月21日）（メール審議）

第44回運営・業務委員会（2021年3月16日）（メール審議）

② 技術委員会（委員長：日本無線株式会社 平山氏）

第82回技術委員会（2020年4月20日）（メール審議）

第83回技術委員会（2020年5月26日）（メール審議）

第84回技術委員会（2020年6月23日）

第85回技術委員会（2020年7月20日）

第86回技術委員会（2020年8月28日）

第87回技術委員会（2020年9月24日）

第88回技術委員会（2020年10月29日）

- 第 89 回技術委員会（2020 年 11 月 26 日）
- 第 90 回技術委員会（2020 年 12 月 15 日）
- 第 91 回技術委員会（2021 年 1 月 28 日）（メール審議）
- 第 92 回技術委員会（2021 年 2 月 25 日）（メール審議）
- 第 93 回技術委員会（2021 年 3 月 25 日）

(2) 広報委員会（委員長：古野電気株式会社 竹浪氏）

広報委員会は隔月に開催し、機関誌「むせんこうじ」の編集及び Web サイト「全工協ホームページ」の企画を検討した。

開催日は以下のとおり。

- 第 1 回広報委員会（2020 年 4 月 20 日）（メール審議）
- 第 2 回広報委員会（2020 年 6 月 25 日）（メール審議）
- 第 3 回広報委員会（2020 年 8 月 20 日）（メール審議）
- 第 4 回広報委員会（2020 年 10 月 27 日）
- 第 5 回広報委員会（2020 年 12 月 24 日）
- 第 6 回広報委員会（2021 年 2 月 25 日）（メール審議）

9 役員（特別会員に限る。）及び職員（2021 年 3 月 31 日現在）

(1) 役員及び本部職員

- ① 役員 1 名（会長理事）
- ② 職員 3 名（普通管理職員 2 名、嘱託管理職員 1 名）

(2) 支部職員

- ① 事務局長 11 名（特別会員普通管理職員 6 名、特別会員嘱託管理職員 5 名）
- ② 職員 11 名（普通管理職員 4 名、普通職員 1 名、臨時職員 6 名）

(3) 水洋会部会職員

- ① 事務局長 1 名（嘱託管理職員 1 名）

第2 事業関係

当協会は、海上関係無線局（船舶局、特定船舶局、無線航行移動局、遭難自動通報局、無線標定移動局、船舶地球局、海岸局等）における電波利用の促進が円滑に図られるよう、以下の各種業務に取り組んでいる。

特に海上における通信は、陸上とは大きく異なった利用環境に置かれているため、先ず無線による通信手段を確保することが人命財貨の保全に必須のものであるとの考えの下に、定款において、船舶の航行の安全の確保に寄与することを目的に掲げている。

1 海上関係無線局の開設・運用に係る申請等の手続及び検査に係る支援事業

(1) 許認可申請支援事業（整備法第119条第2項第1号ハに基づく継続事業）

電波法では、無線局を開設しようとする者は、原則として総務大臣の免許を受けなければならないこととされており、当協会では、海上関係の無線局の免許申請、変更申請（届）、再免許申請に係る手続に関し、無線局の免許人（ユーザ）又はその代理人（工事業者等）からの要請に基づき助言などのサポートを行っている。

これらのサポートは、不特定多数の船舶の所有者や運航者をはじめとする海運関係者や漁業関係者など、無線の利用を希望する者の利益の増進に寄与している。

① 無線局免許申請書等の事前点検事業

会員の多くは、海上通信を行うための船舶無線設備及び航法GPSやレーダーなどの航海機器を販売するとともに、船舶無線工事業を営んでいる。これらの無線設備を使用可能とするには、前述のとおり総務大臣の許認可を得る必要があるため、無線設備販売の付帯業務として船舶所有者等から委任を受けて電波法に基づく無線局の申請書等を作成し、その許認可申請手続業務を行っている。

当協会では、これらの申請手続をサポートするため、主に会員及びその従業員を対象に年一回程度の講習会を開催して関係法令の周知を行うとともに、会員等が無線局申請書等の事前審査を希望する場合には、当局へ提出する前に申請書等の様式や記載内容が関係法令に合致しているかどうかを点検している。

② 電子申請の推進とデータベース構築を含む電算機処理の促進

海上関係無線局の電子申請は、陸上関係無線局に比べその進捗が大幅に遅れているため、電子申請の推進を事業計画に掲げて会員に協力要請を求め、2020年度の特定期船舶局（MSS）と無線航行移動局（RO）の新設・再免の合計の電子化率は65.6%（前年度比+4.9%）であった。

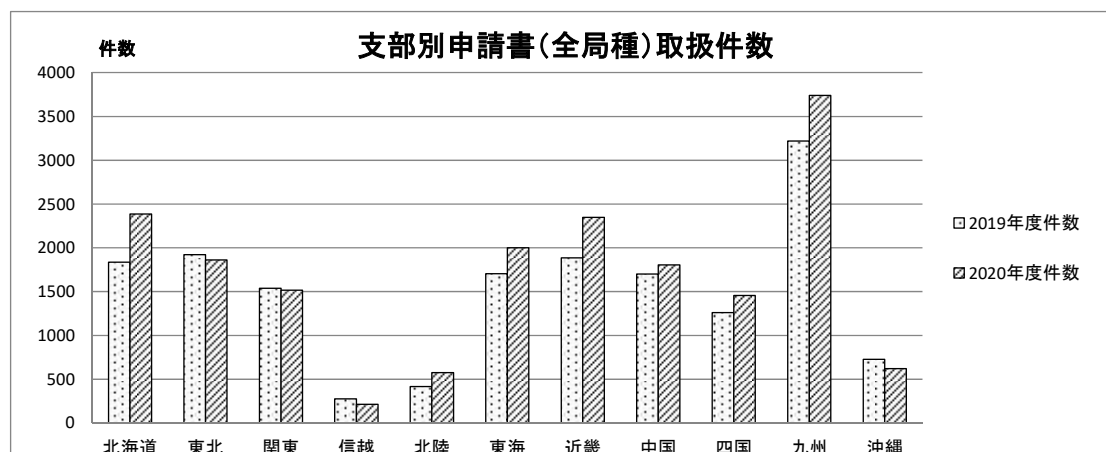
③ 書面申請及び電子申請の事前審査の取扱件数

許認可申請支援事業

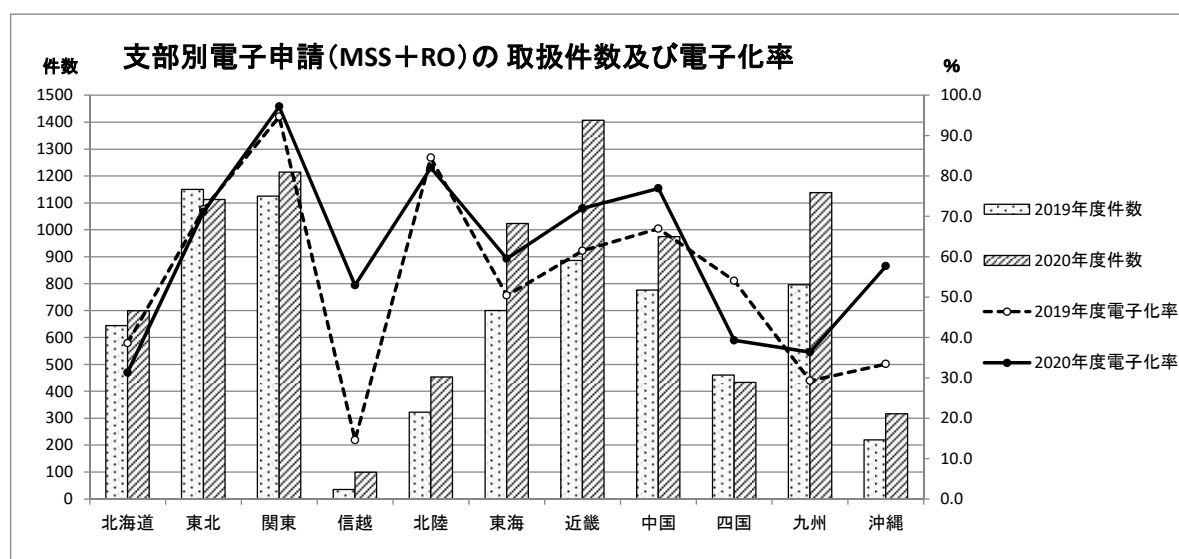
全国

局 種	区 別	2020年度申請件数				2019年度申請件数			
		書 面	電 子	合 計	電子化率	書 面	電 子	合 計	電子化率
MSS (特定船舶局)	新 設	629	975	1,604	60.8%	599	647	1,246	51.9%
	変 更	3,656	3,272	6,928	47.2%	2,749	1,974	4,723	41.8%
	再 免	1,742	3,661	5,403	67.8%	2,098	3,610	5,708	63.2%
	その他	472	182	654	27.8%	408	178	586	30.4%
	合 計	6,499	8,090	14,589	55.5%	5,854	6,409	12,263	52.3%
MS (船舶局)	新 設	159	0	159	0.0%	183	0	183	0.0%
	変 更	1,406	0	1,406	0.0%	1,576	0	1,576	0.0%
	再 免	182	0	182	0.0%	223	0	223	0.0%
	その他	99	0	99	0.0%	135	0	135	0.0%
	合 計	1,846	0	1,846	0.0%	2,117	0	2,117	0.0%
RO (無線航行移動局)	新 設	292	464	756	61.4%	355	490	845	58.0%
	変 更	116	134	250	53.6%	166	95	261	36.4%
	再 免	202	362	564	64.2%	214	296	510	58.0%
	その他	81	51	132	38.6%	71	32	103	31.1%
	合 計	691	1,011	1,702	59.4%	806	913	1,719	53.1%
MR (無線標定移動局)	新 設	33	0	33	0.0%	24	0	24	0.0%
	変 更	28	0	28	0.0%	34	0	34	0.0%
	再 免	0	0	0	-	0	0	0	—
	その他	5	0	5	0.0%	4	0	4	—
	合 計	66	0	66	0.0%	62	0	62	0.0%
DS (遭難自動通報局)	新 設	2	1	3	33.3%	6	0	6	0.0%
	変 更	0	0	0	-	1	0	1	0.0%
	再 免	1	2	3	66.7%	1	0	1	—
	その他	0	0	0	-	0	0	0	—
	合 計	3	3	6	50.0%	8	0	8	0.0%
FC (海岸局)	新 設	2	0	2	0.0%	4	0	4	0.0%
	変 更	32	0	32	0.0%	49	0	49	0.0%
	再 免	0	0	0	-	0	0	0	—
	その他	4	0	4	0.0%	2	0	2	0.0%
	合 計	38	0	38	0.0%	55	0	55	0.0%
その他の局種	新 設	66	7	73	9.6%	70	11	81	13.6%
	変 更	62	1	63	1.6%	151	1	152	0.7%
	再 免	148	7	155	4.5%	45	3	48	6.3%
	その他	2	4	6	66.7%	5	2	7	28.6%
	合 計	278	19	297	6.4%	271	17	288	5.9%
合 計		9,421	9,123	18,544	49.2%	9,173	7,339	16,512	44.4%

④ 支部別申請書(全局種) 事前審査の取扱件数 (2020年度)



⑤ 支部別電子申請（MSS+RO）の取扱件数及び電子化率（2020年度）



⑥ 免許申請書等の相談事業

海上における船舶間及び陸船間で共通に使用することができる通信システムとして、船舶が任意に設置する国際 VHF（以下「簡易型国際 VHF」という。）が 2009 年 10 月に導入され 11 年が経過したが、未だ十分な普及が進んでいない。

全工協では、簡易型国際 VHF の普及を促進するため、協会のホームページに「船舶に任意に設置する国際 VHF の申請に関するよくある質問」を掲載し、プレジャーボートやプレジャーヨットなどの所有者が容易に簡易型国際 VHF の申請書等を作成できるようにサポート活動を行っている。このサポートには、電話による相談も随時受け付けている。

また、当協会のホームページ及び機関誌「むせんこうじ」を通じて無線局（船舶局）の申請等の手続に関する情報を広く提供している。

(2) ラジオ・ブイ等の符号内示割当事業

海洋漁場における通信では、海洋に仕掛けた漁網やはえ縄などに付けられたブイの位置を知らせるための無線装置（ラジオ・ブイ等という。）やブイの呼出・応答などの無線通信設定を自動的に行うための無線装置（選択呼出装置という。）が用いられている。これらの装置には、それぞれの無線装置を識別するための符号（個別 ID 番号）が物理的に必要であり、これは電波の発射源を明示する必要からも無線局免許の際の要件とされている。これらの装置に使用する識別信号を要する無線装置は、簡易な免許手続により免許の取得が可能であり、製造過程において工場であらかじめ符号を書き込んで出荷する必要がある。

このため、当協会では、物流の円滑化と船舶漁業関係者の早期出荷の要求に応えるとともにラジオ・ブイ等の免許手続の円滑化を図るため、申請に必要な識別信号の内示サポートを行っている。

ブイ等の製造業者からの申請に基づき、2020 年度は次の符号等の内示割当事務を行った。

- ① ラジオ・ブイの標識符号：77 件
- ② セルコール・ブイの標識符号・選択呼出番号：209 件
- ③ 40MHz 帯漁業用無線局の選択呼出番号：28 件

(3) 登録検査等支援事業

電波法では、原則として無線局を開設するときの検査（以下「新設検査」という。）、無線局の無線設備を変更するときの検査（以下「変更検査」という。）のほか一定の期間ごとに無線局の検査（以下

「定期検査」という。)を受けることとされており、当協会では、これらの検査が適正かつ確実に実施されるように、無線局の免許人（ユーザ）及びその代理人（工事業者等）からの要請に基づき助言などのサポートを行っている。

これらのサポートは、不特定多数の船舶の所有者や運航者をはじめとする海運関係者や漁業関係者など無線を利用する者の利益の増進に寄与している。

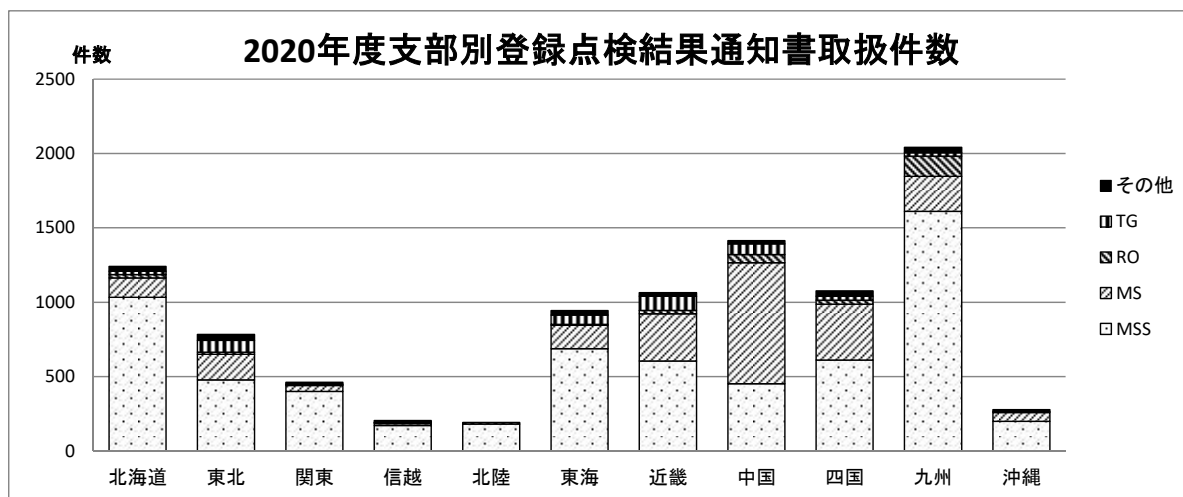
① 無線局の検査には電波法に基づく新設検査、変更検査、定期検査等があり、無線局の受検の方法としては、(ア) 国の検査を受ける方法、(イ) 検査の一部を省略として民間の登録検査等事業者による点検を受ける方法、(ウ) 民間の登録検査等事業者による検査を受ける方法（この方法は、定期検査に限る。）の3種類あるが、(イ)の方法を利用している無線局の免許人が90%以上の多数を占めている。

当協会では、登録検査等事業者による点検事業をサポートするため、ホームページ及び機関誌といった広報媒体や全国各地で開催される講習会などを通じて、登録検査等事業者制度に関する情報を広く提供するとともに、登録検査等事業者が点検の結果を記入した点検結果通知書の事前審査を希望する場合には、当局へ提出する前に点検結果通知書の様式や記載内容が関係法令に合致しているかどうかを点検している。また、補正が必要な場合はその旨を同事業者に連絡して、同事業者からの補正依頼に基づき処理を行った後当局へ提出している。

② 点検結果通知書の事前審査の取扱件数

局 種	区 別	登録点検支援事業 全国	
		2020年度 登録点検件数	2019年度 登録点検件数
MSS (特定船舶局)	新 設	185	214
	変 更	61	74
	定 期	6,190	7,506
	合 計	6,436	7,794
MS (船舶局)	新 設	159	192
	変 更	130	170
	定 期	2,025	2,041
	合 計	2,314	2,403
RO (無線航行移動局)	新 設	2	1
	変 更	0	0
	定 期	305	404
	合 計	307	405
DS (遭難自動通報局)	新 設	0	0
	変 更	0	0
	定 期	2	4
	合 計	2	4
TG (船舶地球局)	新 設	32	35
	変 更	9	3
	定 期	350	352
	合 計	391	390
FC (海岸局)	新 設	2	2
	変 更	4	21
	定 期	213	203
	合 計	219	226
その他の局種	新 設	25	30
	変 更	5	1
	定 期	9	24
	合 計	39	55
合 計		9,708	11,277

③ 支部別点検結果通知書の事前審査の取扱件数（2020年度）



④ 登録点検等の相談事業

協会のホームページに、「船舶に任意に設置する国際 VHF の申請に関するよくある質問」を掲載し、この中で「船舶局の定期検査について」のコーナーを設け、国際 VHF を装備した船舶局の定期検査の有無や定期検査を受検する方法について解説し、プレジャーボートやプレジャーヨットなどの所有者が定期検査について容易に理解できるようにサポート活動を行うとともに、電話による相談も随時受け付けている。

(4) 無線局の許認可申請及び登録点検に係る情報の提供

当協会では、海上関係無線局の開設・運用に係る申請等の手続及び海上関係無線局の検査をサポートするため、当協会の機関誌「むせんこうじ」又はホームページに次のような情報の提供を行った。

- ① 法令違反事例の周知
- ② 電波利用料の納付手段の拡大のご案内（総務省）
- ③ 電波法施行規則等の一部を改正する省令等について ～行政手続における押印の省略について～
- ④ 新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた措置の延長について（国土交通省）

(5) 「船舶局等申請の手引」「登録検査等実施マニュアル」の出版事業

- ① 「船舶局等申請の手引」の改訂版発行に向けて取り組み、予約販売を開始した。
- ② 「登録検査等実施マニュアル」は 2018 年 12 月に改訂し、既購入者向け差し替え用の「登録検査等実施マニュアル追録 2」及び「登録検査等実施マニュアル改訂版」（追録 2 を含む全文ファイル付き）を販売してきており、2020 年度も継続販売した。

「登録検査等実施マニュアル追録 2」（差し替え用）

2020 年度の販売実績数 : 0 冊

2021 年 3 月末の総販売部数 : 681 冊（2018 年の既購入会員への無償配布 675 冊を含む）

「登録検査等実施マニュアル改訂版」（追録 2 を含む全文ファイル付き）

2020 年度の販売実績部数 : 9 冊

2021 年 3 月末の総販売部数 : 51 冊

(6) 無線局登録点検員の研修会実施事業

総務大臣の登録を受けた登録検査等事業者の登録点検員が無線設備等の点検に関する知識・技能を修得し、関係法令に従い適正かつ確実に登録点検業務を実施して免許人等の信頼を得ることを目的として 2013 年度から登録点検員研修会を開催してきているところであるが、2020 年度は新型コロナウイルス観感染拡大の影響により北海道支部で 1 回開催しただけであった。

2020 年度開催実績

北海道支部

- ・開催日：2020年4月9日
- ・開催場所：函館市「函館市勤労者総合福祉センター（サン・リフレ函館）」
- ・参加者：13名

その他の支部では新型コロナウイルス禍の影響で開催できないことから、2020年9月28日に研修会実行委員会を開催し、更新期限が切れてしまう者に対しての特例措置案を定め、無線局登録点検員の研修制度に関する規程の改正及び細則制定を第175回理事会に提議し、可決された。

(7) その他の支援事業

- ① 2019年1月の改正免許手続規則に対応した新たな申請書作成簡易ソフト（2019MSS 楽々申請書 Ver.7.3.2）を会員限定で継続的に販売した。

2 広報関連事業

定款に定める協会の目的及び事業の円滑な遂行を図るとともに情報の共有や法令の周知のため、機関誌「むせんこうじ」の編集、発行及び配布などの機関誌発行事業を行っている。

当協会が発行する機関誌は、現在、海上無線機器関係では唯一の定期発行書籍であり、無線工事業者をはじめ総務省、海上保安庁などの官公庁、漁業無線局、海難防止協会などの海運関係者や漁業関係者、海上関係の無線に関心がある不特定多数の方（学校や図書館を含む。）に読まれており、無線を利用する者の利益の増進に寄与している。

(1) 機関誌発行事業

定款に定める目的及び事業の円滑な遂行を図るため、隔月単位で機関誌（約750部）を発行し、会員及び関係団体に配布し、情報の共有や法令の周知を行っている。この機関誌「むせんこうじ」は、会員相互の密接な連絡と親睦及びその技術レベルの向上を図るとともに、関係官庁（法令の改正等）及び団体の動向をもできるだけ早く知らせるため、1961年6月に創刊した。創刊当時は毎月発行していたが、2000年3月号から隔月発行に変更した。

機関誌の掲載内容は、電波法をはじめ政省令・告示の周知及び解説、行政情報・白書、協会の活動に関する事項、技術情報、製品紹介、監督官庁からの周知事項、船舶工事に係る事項等となっている。

会員及び職員には無償で配布（約500部）するとともに複数部数を希望する会員には有償で配布（約20部）している。会員以外には、総務省総合通信基盤局、地方総合通信局及び独立行政法人NICT等には無償で配布（約50部）し、海上保安庁、漁業無線局及び一般の購読希望者には、一冊1,430円（税込）で提供（約75部）している。また、図書館等の要請に応じて、国会図書館及び公益財団法人帆船日本丸記念財団へ機関誌を寄贈している。

なお、当協会の機関誌は一般の書店では取り扱っていないので、購読希望者に対してはホームページで機関誌の情報提供や購入の受付を行っている。

掲載内容等の編集方針は、発行月の前月中旬に開催される「広報委員会」で検討して決定している。また、奇数月の15日前後に発行・発送している。

機関誌「むせんこうじ」の広告依頼は常時受付けている。2020年度の広告掲載料は、掲載ページ、会員／非会員、年間掲載回数等で料金が異なるが、会員は、税込で1/2ページ15,730円～、1ページ26,180～62,810円である。

(2) ホームページ関連事業

全工協は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的にホームページで公開している。<http://www.zkk.or.jp/>

第58回定時総会で承認された事業報告・決算報告、事業計画・予算、新役員等の情報は、6月下旬に更新した。協会の概要をはじめ、会員の紹介、新着情報、会員情報、測定器校正情報、船舶局申請

関係等をタイムリーに掲載するとともに会員の関心ごとである「新旧スプリアス設備一覧表(改訂版)」、「特定船舶局を定める告示」、「国際VHFの周波数用途の変更」等を掲載し、「会員のページ」に会員向けの協会情報を発信している。なお、会員のページのパスワードは毎年1回、4月中旬から5月上旬に変更している。

また、ホームページ更新情報は、本サービスを希望された会員等(181件)へ電子メールで配信している。2020年度の配信回数は14回だった。

3 測定器校正事業関係

全工協は、登録検査等事業者が無線設備の点検を適正かつ確実に実施するため、電波法第24条の2第4項第2号ニに規定する校正を行うために必要事項を定め、測定器の校正業務を公正かつ厳正に実施している。

2020年度の測定器校正用標準器(周波数標準機:6台、27MHz帯高周波電力計:6台、40MHz帯高周波電力計:6台、150MHz帯高周波電力計:6台、400MHz帯高周波電力計:7台、標準信号発生器:6台)は、校正業務を適正かつ円滑に実施するため、校正と同時に高周波電力計の目盛の合わせ込みを行うこととし、一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター(松戸)において実施して各支部に配備した。

被測定器の校正は、会長から任命された各支部の校正員が標準器を用いて測定器等校正業務規程及び同細則に則り適正に実施し、本部において一元管理するとともに校正完了通知書を発行している。

また、登録検査等事業者が作成する点検結果通知書の記載欄のうち、点検に使用した測定器の校正に用いた標準器の諸元の記載を省略できるようにするため、全工協が実施した被校正測定器の諸元を一覧表にまとめ、全工協ホームページで最新のデータを掲載し、総務省に公開している。なお、総務省へのデータ公開には、パスワードによるアクセス制限を設けている。

2020年度の測定器校正件数は1,683件、昨年に比べ86件(-4.9%)の減少となった。なお、非会員の校正件数は、1件減少の56件(2社増加の24社)であった。

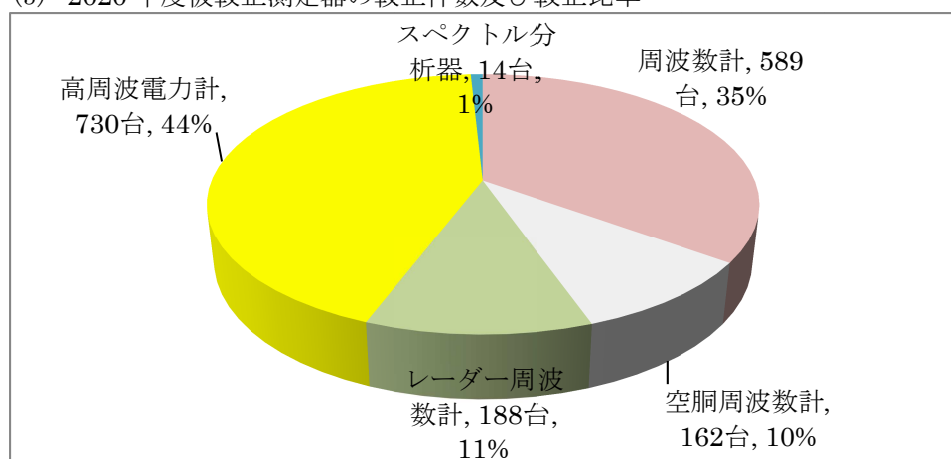
(1) 月別校正件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2019年度	62	40	214	107	106	309	254	251	135	126	55	110	1769
2020年度	60	43	186	141	106	280	257	240	131	117	30	92	1683
差異	-2	3	-28	34	0	-29	3	-11	-4	-9	-25	-18	-86

(2) 本部・支部別校正件数

	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	本部	合計
2019年度	196	205	186	0	51	128	196	232	154	365	56	0	1769
2020年度	195	204	184	0	48	131	185	227	148	310	51	0	1683
差異	-1	-1	-2	0	-3	3	-11	-5	-6	-55	-5	0	-86

(3) 2020年度被較正測定器の較正件数及び較正比率



4 法令遵守、情報通信月間行事

毎年恒例の「電波の日」（6月1日）式典は新型コロナウイルス禍により中止となったが、協会関係者では、信越支部の前支部長山本良衛様と、北陸支部の前副支部長上田豊吉様の2名が各総合通信局長表彰を受けた。

5 無線従事者資格取得支援事業

会員の後継者等育成の支援事業の一環として無線従事者資格取得のための支援事業は、2006年度から第四級海上無線通信士の通信教育及び直前講習を実施してきたが、2019年度は講師の手配ができず実施できなかった。2020年度も講師の手配ができず、実施を見送った。

6 法令対策委員会

法令対策委員会は、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課の担当官から照会があった案件や海上関係の省令等の改正案に対して、その都度メールを利用した法令対策委員会を開催している。

今年度については該当案件があったが、新型コロナウイルス禍で開催できなかった。

7 水洋会部会

(1) 運営・業務委員会

水洋会部会の事業計画、収支決算、予算を含む水洋会部会の運営方法や活動状況を審議するため、2か月に1回開催した。

(2) 技術委員会

技術基準、国際会議の概要報告及び諸技術情報等の検討を行うため、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課の担当官を交えて毎月1回開催した。主な案件は次のとおり。

- ① 海上デジタル無線の民間標準規格の策定
- ② 9.4GHz帯気象用レーダーとの共用（船舶用レーダーの干渉除去機能）
- ③ 欧州 ETSI からの固体素子レーダーの質問と回答
- ④ 無線操縦小型船舶の設備の安全要件
- ⑤ 中国の新検査制度
- ⑥ 26MHz帯漁業用ラジオ・ブイ調査検討会
- ⑦ 新型コロナウイルス感染防止対策
- ⑧ IEC TC80規格の開発状況

- ⑨ L帯を用いた高度化非静止衛星システムの導入
- ⑩ 衛星 VDES による海上無線通信の高度化に向けた調査検討
- ⑪ ITU WRC-23 に向けた国内検討体制
- ⑫ X帯沿岸監視用レーダー調査検討会
- ⑬ 型式承認試験基準の見直し
- ⑭ 超広帯域 (UWB) 無線システム
- ⑮ 無人運航船プロジェクト
- ⑯ 押印の廃止について
- ⑰ 第 16 回 IMO/ITU 合同専門家会議、IMO MSC 102 審議結果
- ⑱ 統合 GNSS IMO 性能基準
- ⑲ 新スプリアス規格への移行期限の延長

(3) その他外部の委員会、研究会、検討会、国際会議

外部の委員会、研究会及び検討会、並びに国際会議に水洋会部会の田北事務局長が参加した。主なものは次のとおり。

- ① 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会 地上業務委員会 (専門委員)
- ② 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 (専門委員)
- ③ 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会 地上業務委員会 航空海上移動 WG (主任)
- ④ 情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 気象レーダー作業班 (構成員)
- ⑤ 無線操縦小型船舶のシステム及び装置の安全要件の具体化のための調査検討委員会 (委員)
- ⑥ 日本船舶技術研究協会 次世代航海設備検討プロジェクトステアリング・グループ会議 (委員)
- ⑦ 日本船舶技術研究協会 航海分科会 (委員)
- ⑧ 日本船舶技術研究協会 安全ガイドライン等策定委員会 (委員)
- ⑨ 電波産業会 海上無線通信の高度化に関する調査検討会 (委員)
- ⑩ 衛星利用 VDES の海上無線通信の高度化に向けた調査検討会 (構成員)
- ⑪ 電子情報技術産業協会 (JEITA) (航海機器、無線通信機器の IEC 国際規格対応) TC80 国内委員会、航法システム標準化専門委員会、船内共通事項標準化グループ、船内システム標準化グループ、船用無線情報標準化グループ (客員)
- ⑫ 日本無線協会 評議員会 (評議員)
- ⑬ 日本船舶品質管理協会 舶用品等に関する法令研究及び情報提供委員会 (委員)

9 関係団体との連携について

(1) 一般社団法人日本船舶品質管理協会

GMDSS 救命設備積み付けに係る資格取得のための研修会は、一般社団法人日本船舶品質管理協会に開催をお願いして、当会が講師を派遣するなどの協力を行っている。今年度は、新規資格取得講習会と、既資格取得者の更新研修会が次のとおり開催された。

- ① 2020 年度 GMDSS 救命設備積付け技術講習会 (東京会場・新規)
 - ・ 場 所：東京海洋大学越中島会館
 - ・ 開催日：2020 年 10 月 29 日
 - ・ 参加者：全工協会員 (25 社、36 名)
- ② 2020 年度 GMDSS 救命設備積付け技術研修会 (東京会場・更新)
 - ・ 場 所：東京海洋大学越中島会館
 - ・ 開催日：2020 年 10 月 30 日

- ・ 参加者：全工協会員（19社、25名）

③ 2020年度 GMDSS 救命設備積付け技術研修会（大阪会場・更新）

- ・ 場 所：新大阪丸ビル別館
- ・ 開催日：2020年12月11日
- ・ 参加者：全工協会員（19社、26名）